

伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例付  
則第2項の規定による条例等の見直しについて

【参考】

付 則  
(施行期日)

- 1 略  
(条例の見直し)
- 2 市長は、本条例施行後5年以内に、本条例によるカメラの設置の必要性及び効果について検討を加え、必要な施策の変更、本条例の見直しその他必要な措置を講じなければならない。

条例付則第2項の規定により以下のとおり検証する。

## カメラを設置するまでの背景

- 近年、防犯カメラの存在意義については、犯罪の抑止及び事件の早期解決の目的において、広く国民に認知されている。街中で商業施設や店舗、事業所、駐車場、ATMなどすべてを把握しきれないほど設置されて、その画像はテレビなどでも放映され、事件や事故の早期解決に貢献していると言える。また県においても地域に防犯カメラを設置する際に補助金を出すという事業も行っている。
- 全国的に児童や生徒が被害者となる事件が発生し、その中のひとつの事件（神戸市長田区）の解決の決め手となったのが防犯カメラであった。
- そのことを契機として、本市においても安全・安心見守りカメラ（以下、「カメラ」という。）を1000台、通学路を中心として平成27年度から設置する検討が進められた。
- まず初めに、市長自らがすべての地域懇談会等において、市内に公設の防犯カメラの設置の是非を問うたところ、大多数の市民の方が好意的な意見であり、カメラの運用や管理方法などを担保することができるのであればという慎重派の方を含めると、反対意見はなかった。
- カメラを設置するにあたり、その運用と管理を明確にし、責任の所在を示した「伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、厳格にカメラ画像を取り扱うためのルール等を市民等の方々に対して示した。

## 条例の制定

- この条例は、その目的を達成するためにカメラを設置することができるという根拠規定とその録画した画像データの取扱い方法についての管理規定の2つに大きく分けられる。
- カメラの設置については、伊丹市個人情報保護条例第7条第2項第2号（法令または条例に定めのある場合）の規定により、カメラを設置し、公の場所を録画することにより個人情報を所持することができるという根拠になっている。このことについては、もし条例がない場合、公の場所にカメラを設置し録画することにより画像データを所持することは、伊丹市個人情報保護条例に抵触し、市民の個人情報を適正に管理・運用することの根拠規定がないこととなる。
- また同じく伊丹市個人情報保護条例第14条第1項（法令等に定めのある場合）及び同条第2項第4号（人の生命，身体又は財産の保護のため・・・）の規定により警察等へ画像データを提供している。
- さらにカメラの設置において、問題とされるプライバシーに係るその保護及

び取扱い等については、その漏洩や不正な行為に対して、罰則規定を伊丹市個人情報保護条例に委ねている。

- ※ 画像データの提供先の大半を占める警察とのやり取りについては、条例や規則に沿った個別の覚書を交わしている。内容としては、提供した画像データの処分（消去や証拠として検察に提出したなど）の報告義務や原則、休日や執務時間外については、特段の理由がある場合を除き画像データの提供依頼は受け付けないといったものである。

## 参画と協働

- カメラを設置するにあたり、条例第3条第2項に基づき、ワークショップや説明会、パブコメなどを実施し、「地域のことはその地域に住まれている方が一番よく知っている」という原則のもと、関係地域住民の方々によりカメラの設置場所の決定がなされた。当初は地域住民の方々が戸惑われないように、警察による参考案をもとにして設置場所の検討がなされ、全小学校区、同様の進め方により最終的に各小学校区 50 台のカメラの設置場所が決定された
- ※ 各小学校区においての説明会（参加者は主に自治会や地区社協、PTA の方など）は、ほぼどの地域も「自分たちも見ることができるのか」、「ゴミの後出しを確認して、注意できるのか」、「市役所において多くのモニターなどで監視しているのか」などの質問や意見が多く、その都度丁寧に説明をし、理解を求めた。
- ※ 設置場所決定後、実際にカメラに映り込むご家庭の同意が行政だけでなく、関電も NTT も同様であった。1000 台のカメラに映り込むご家庭すべての同意を市職員数名ですべて周ることは時間的や物理的に無理であったため、すべての小学校区の自治会等の方々をお願いをし、マンションや共同住宅を除くすべてのご家庭の同意をとっていただいた。実際に同意をとり周ることについてはかなり抵抗されたが、根気強く理解を求め、ご協力をいただいた。
- ※ 実際にカメラを設置するにあたり、カメラには写りこまなくても自宅の近くにカメラがあることを拒否される方が、2, 3 人おられたが、大半はほぼ問題なく設置が進められた。
- ※ 条例制定やカメラの設置前には一部の慎重派の方々（毎回同じの方々）から説明会の回数が少ないとの意見を再三にわたり頂いたが、実際にはその慎重派の方々以外からは異論がなかった。（参考までにカメラのみの説明会回数約 60 回以上、参加者合計約 3000 名以上であった。）
- ※ パブコメにおいても反対する意見はなく、早く事業を進めるよう要望され

る意見や賛同するとの意見であった。

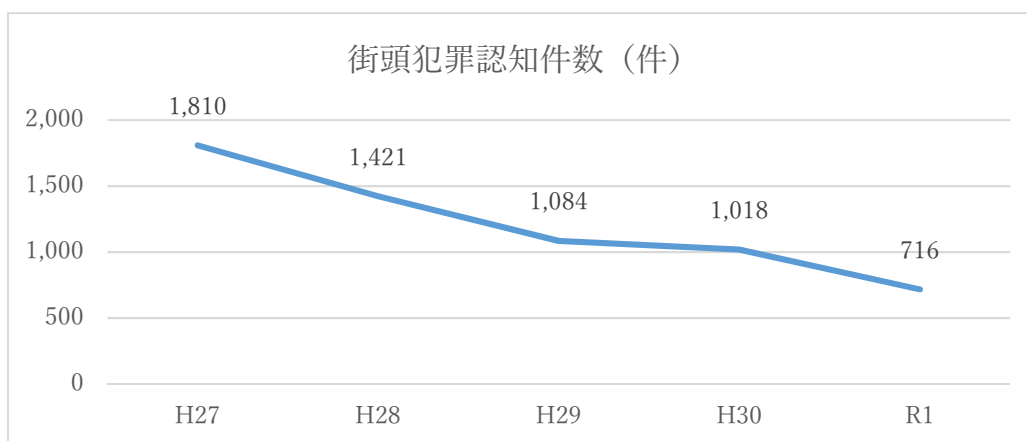
- その後、大きな問題などもなく平成 27 年度に先行する 3 小学校区各 50 台、防災用として 50 台、28 年度に残りの 14 小学校区各 50 台とカメラ空白地帯及び調整用として 100 台（注）の合計 1000 台のミマホルメ受信機を含む安全・安心見守りネットワーク（以後、「見守りネットワーク」という。）の設置が完了した。

（注）調整用 100 台とは、各小学校区 50 台の枠では足りないという意見や地図上の設置場所の偏りにより、空白地域となった場所の対応のため、バッファ（予備）として設置したカメラのこと。

### カメラ設置による効果

- 平成 27 年度末から平成 28 年度にかけて、1000 台のカメラの設置が終了して以降、下記の表のとおり街頭犯罪認知件数は大きく減少しており、一定の効果があったものと認識する。

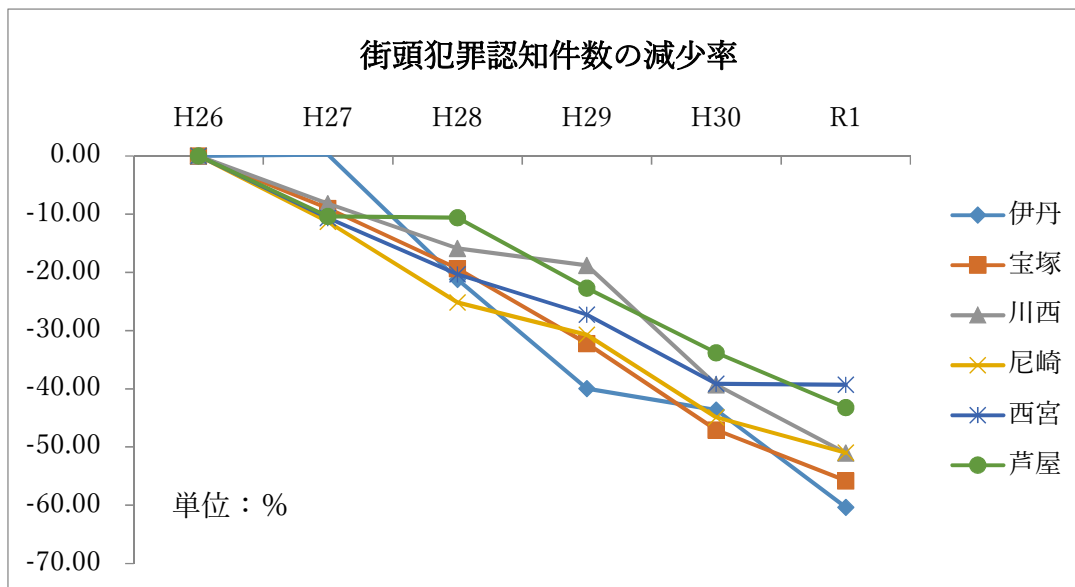
（表 1）



- これらのことを経た後、平成 31 年度市民意識調査においては、見守りネットワークが「安全なまちになってきていると思う」という施策の取組み達成度の上位に評価された。
  - またカメラの設置場所を地域住民の方に決めていただいたことにより、地域の住民の防犯意識が向上したとのご意見もいただいた。
  - 「カメラの設置の必要性及びその効果」については、多くの市民からカメラは認知され、その効果については他の兵庫県下の市と比べても犯罪認知件数の減少率は上回っている。（表 2 参照）
- ※ 但し、本市がカメラを設置以降、近隣市においても公設による防犯カメラの設置が急速に進み、本市に劣らず犯罪認知件数は減少傾向にある。このこ

とについては、近隣市においても、防犯カメラの設置による犯罪への抑止効果を認めている結果である。

(表 2)



### 市民の防犯意識の向上

- 令和 2 年 8 月 24 日の伊丹警察署生活安全課長へのカメラを設置したことに対する聞き取りにおいては、カメラを設置する前、当時の刑事生活安全官の方と色々と協議を重ね、ご協力をいただき 1000 台のカメラを設置してきた経緯などを話しながら、すべての部署において設置当初から非常に感謝しており、大変捜査において役にたっている、兵庫県下の他市の警察署からも羨ましがられるほどである。また何か要望などはないかとの問には、全くない、これからもよろしく願いますとのことであった。
- しかし、1000 台のカメラを設置して間もなく、増設を望む声が次第に年を重ねるごとに増加してきた。当初はその小学校区内での話し合いにより、地域内でのカメラの移設により対処していたものの、次第に移設では対応しきれなくなってきた。
- 新潟県において下校中の女兒が被害者となる事件を受け、平成 30 年度に文科省をはじめとする厚労省や警察庁などの連名による要請により、「通学路における緊急合同点検」が全国で実施された。その要請内容は、再度、学校関係者（教育委員会、教師、PTA、道路管理者、自治会など）が通学路を点検し、危険な場所や死角となる場所について対策を講じなさいといった内容であった。例として警察によるパトロールの強化や地域住民による見回り、

草刈、防犯カメラの設置などの対策が挙げられ、その内の数十箇所にはカメラの設置の要請があった。

- このことを契機に条例第5条に「市長は、一定の期間ごとに、カメラの設置目的が効果的に達成されているかどうかの観点から、その設置場所等について見直さなければならない。」という見直し規定が同様にあるため、条例付則第2項と併せて検証を行った。

### 施策の見直し

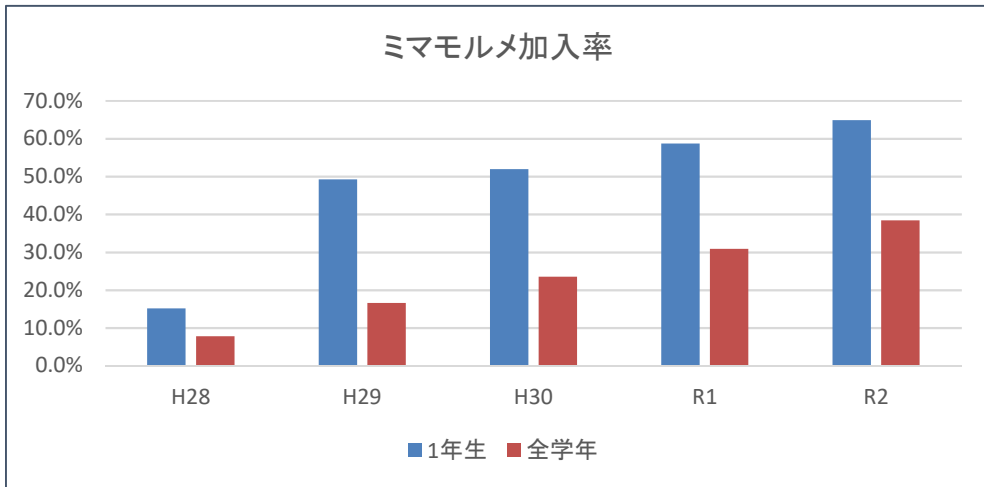
- その結果、合同点検による要請とまちなかミマモルメを含む見守りネットワークに対する意見を市広報やホームページにより募集、まちなかミマモルメの利用者へは自由記述アンケートを実施し、そして平成28年度に見守りネットワーク設置後から平成31年度までに寄せられた市民の方々からの意見や要望の合計約300件と既設の1000台を検証の対象とした。
- そして緊急合同点検による要請と市民意見・要望、行政案などと合わせて200台の見守りネットワークを設置することについて各小学校区への確認を経て、行政による検証が行われ、1000台設置時と同様にカメラに映り込むご家庭の同意を得る作業を今回は行政が実施し(別添資料参照)、そして、すべての小学校区の地域の住民の方々からの同意を得て、設置することとなった。

### 安全・安心見守りネットワーク事業の推進

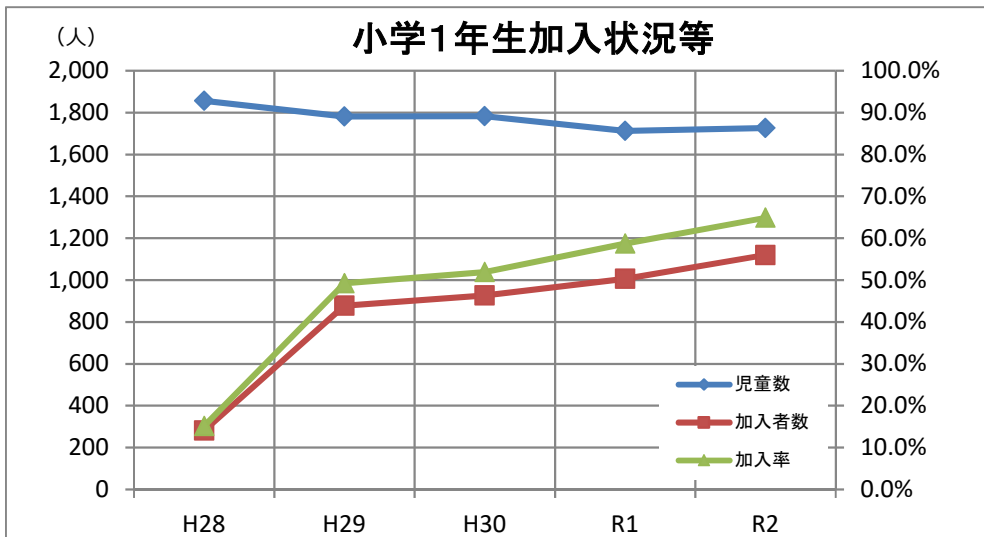
- 見守りネットワークを1000台設置した後、カメラと同様にまちなかミマモルメに対する意見や要望も多くあった。また、全国で初めての事業となるため、加入率も上げなければならなかった。検知場所が少ない、近くを通っているのに検知しない、うちの近くには検知場所がないなどの意見や要望に対して、さまざまな施策を展開した。ほぼすべての公共施設やPPPの手法によるミマモルメ受信器付き自販機の設置及び新たな財源の確保、さらには市バスや民間の宅配事業者による移動式受信器アプリの実証実験などを実施した。加入率に関しては、まちなかミマモルメ開発運営事業者と折半で新小学1年生無料キャンペーンを実施し、小学生全体の加入者数を増加させたことにより成果を上げてきた。これらすべてが当初の予定にはなく、その時々の方々の意見や要望に沿えることを目的としたものである。

(表3、4参照)

(表 3)



(表 4)



- 見守りネットワークを 1000 台設置後、さまざまな市民の方々などの意見や要望に対し、行政による検証や見直しが行われた結果、平成 31 年度に 200 台の見守りネットワークを設置することになった。
- 概ねこれまでの課題に対し、可能な限り対策を講じてきた。ただし、現在の状態に満足することなく、今後も新たな要望や課題などに対し、安全安心なまちの実現に向けて事業を推進していかなくてはならない。
- これにより 1000 台の見守りネットワーク設置から、200 台の増設により安全・安心見守りネットワークの設置事業は完了とする旨を各自治会のブロック長などを通じて伝えた。

## 条例について

### 伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例

(目的) **見直す必要なし**

第1条 この条例は、市民の生活の安全の確保に資するため、市民の権利利益の保護に配慮しつつ、公共の場所にカメラを設置することにより、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義) **見直す必要なし**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カメラ 公共の場所を継続的に撮影するため、市が設置する撮影装置をいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に通行し、又は利用する道路、公園その他の屋外の場所をいう。
- (3) 画像データ カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装置を用いて画像として表示できるもので、当該画像において特定の個人が識別される可能性のあるものをいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、通勤・通学等により市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。

(カメラの設置) **見直す必要なし**

第3条 市長は、犯罪の抑止、災害への早期対応その他市民の生活の安全の確保を目的として、公共の場所にカメラを設置することができる。

2 市長は、前項の規定によりカメラ（災害への早期対応を目的として設置するものを除く。）を設置しようとするときは、その効果を高めるため、あらかじめカメラの設置目的、設置場所、設置台数等について、関係地域の住民の意見を聴くものとする。カメラの設置場所を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、カメラの設置に当たっては、カメラの有用性が最大限に発揮されるよう、効果的に設置しなければならない。

(関係機関との連携) **見直す必要なし**

第4条 市長は、カメラの設置による安全安心のまちづくりの推進に当たっては、関係機関との連携を図るものとする。

(設置場所等の見直し) **見直す必要なし**

第5条 市長は、一定の期間ごとに、カメラの設置目的が効果的に達成されているかどうかの観点から、その設置場所等について見直さなければならない。

(権利保護) **見直す必要なし**

第6条 市長は、カメラの設置に当たっては、市民等がその容貌や姿をみだりに撮影さ



れない自由を有することに鑑みて、市民等の基本的人権を擁護するため、十分な配慮をしなければならない。

- 2 市長は、カメラの運用並びに画像データの取扱い及び開示等については、伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号）で定めるところにより適正に行わなければならない。

（遵守事項） **見直す必要なし**

第7条 市長は、カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) カメラの撮影対象領域を、その設置目的に照らし必要最小限の範囲とすること。
- (2) カメラの設置場所付近の見やすい場所に、カメラが作動中である旨を分かりやすく表示すること。

（管理責任者の設置等） **見直す必要なし**

第8条 市長は、カメラ及び画像データの管理及び運用を適正に行うため、規則で定めるところにより、管理責任者、取扱責任者その他必要な職員（以下「管理責任者等」という。）を置かなければならない。

- 2 管理責任者は、カメラ及び画像データの管理及び運用に係る事務を統括する。
- 3 取扱責任者は、管理責任者の指示に従い、カメラ及び画像データを取り扱う事務で規則で定めるものを行う。
- 4 管理責任者は、管理責任者等以外の者が、みだりにカメラ若しくはその関連機器の操作をし、又は画像若しくは画像データの閲覧をすることがないように、規則で定める措置を講じなければならない。
- 5 管理責任者等は、画像又は画像データの閲覧により知り得た情報を第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 6 管理責任者は、市民等からカメラの設置、運用等について苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（運用状況の公表） **見直す必要なし**

第9条 市長は、毎年度、画像データの提供について、提供した件数及びその目的並びに提供先を取りまとめ、公表するものとする。

（委任） **見直す必要なし**

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（条例の見直し）

- 2 市長は、本条例施行後5年以内に、本条例によるカメラの設置の必要性及び効果について検討を加え、必要な施策の変更、本条例の見直しその他必要な措置を講じなければならない。

## 検証結果

以上のように検証を行った結果、施策については見守りネットワークの 200 台の増設により、市民などの意見を反映し、また条例については見直しの必要はなしと判断した。

## 第 6 次伊丹市総合計画

令和 2 年第 4 回市議会定例会議案第 1 0 1 号において、「第 6 次伊丹市総合計画基本構想及び基本計画を定めることについて」が上程され、第 6 次伊丹市総合計画（案）中、大綱 1 安全・安心においても見守りネットワークに係る施策を強化する（別添参照）とあることから、引き続き条例付による見守りネットワークに関する施策を推進する。